雪害による損壊物(カーポート等)の処理について

平成26年2月14日から15日の降雪による倒壊、破損した個人の居住宅のカーポート(自動車用車庫)等の処理について、下記の方法により小川地区衛生組合に自己搬入する方は50kgを超える場合でも無料といたします。

受入期限 平成26年4月30日(水)まで

対 象 者 東秩父村内に住所を有する者

許可対象 居住用に使用している一般家庭用のカーポート、テラス(軒、ヒサシなど)、門扉、フェンス等

※土台のコンクリートや直径5cmを超える木材等は受け入れできません。

搬入方法 ①ご自分で持ち込む対象物(他のごみと混在は不可)を、金属製の支柱、プラスチック類など素材ごとに分別し、車両に積んで役場保健衛生課窓口までお越しいただき、申請手続きをしてください。

※東秩父村役場総務課が発行するり災証明、被災証明等がある方は添付してください。

※処理手数料減免申請書には印鑑が必要ですのでご持参ください。

②職員が車両に積んだ対象物を確認し、「一般家庭による廃棄物搬入証明書」を発行いたします。

③減免申請書と証明書を持参のうえ小川地区衛生組合へ搬入してください。

申請時間 東秩父村役場 午前8時30分から午後3時まで(土日、祝祭日は除く)

注意事項 小川地区衛生組合の受入れは午前9時から午後4時まで(正午から午後1時を除く)です。積み下ろしの時間 を考慮し、余裕をもって搬入してください。

滅免申請書に記載された対象物のみの自己搬入とし、他の廃棄物と混在での搬入はご遠慮ください。

詳細につきましては保健衛生課までお問合せください。

※ホームページにも同様の内容で掲載しています。 担 当:保健衛生課 環境衛生担当 ☎82-1777

●「家屋滅出届」の提出について

平成26年2月14日から15日にかけての大雪により、所有する家屋(カーポート等は除く)が倒壊あるいは一部 倒壊された方は、役場税務課へ「家屋滅失届」を届け出てください。

家屋の課税は1月1日現在所有されている方にされています。1月2日以降建物を取り壊したり、倒壊等した場合には翌年度(今回の大雪により壊れた建物の場合には平成27年度)からの課税がされなくなります。役場への届出がありませんと、翌年度も課税されてしまいますので、届出をお願いします。 問合せ 税務課 **28**2-1224

学生納付特例制度について

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。 しかし、学生の方は一般的に所得がない場合や少ないため、本人の所得が一 定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」 があります。

対象となる学生は

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また、夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます。

学生納付特例の承認期間は

4月(または20歳誕生月)から翌年3月までです。

学生納付特例を承認された方で、引き続き同じ学校に在学予定である場合、4月始めに「学生納付特例申請書(はがき)」が送られてきますので、引き続き学生であれば、必要事項を記入のうえご返送ください。ただし、在学する学校などを変更された方は、村役場国民年金担当窓口で申請手続きが必要です。

- *学生以外の30歳未満の方の場合には、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。
- *これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。就職などで、収入が得られるようになった場合は将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」が利用できます。

住民福祉課 282-1221

秩父年金事務所 ☎0494-27-6559

『東西台同いきいき サロン』を開催

3月10日、保健センターにおいて、「東西合同いきいきサロン」が行われました。当日は、53人の方が参加され、11人のボランティアの方に協力をいただきました。

みんなで曲に合わせて体操をしたり、 カラオケや踊りを披露するなど、充実 した時間を過ごせたようです。

「いきいきサロン」は地域包括支援センターで行っている介護予防に関する取組の一つで、地域のボランティアの方々を中心に参加者の皆さんと内容を検討しながら実施しています。興味のある方はぜひご参加ください!

